

山梨県公報

号外第四十二号

平成二十年

七月三日

木曜日

目次

規則

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………

規則

山梨県規則第三十三号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月三日

山梨県知事

横内正明

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の二の(二)中「二百三十二万六千円」を「二百三十六万六千円」に改め、同表の第一の六の(二)中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同表の第一の十二の(二)中「十三万七千円」を「十三万七千五百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(1)中「二万二千九百円」を「二万二千八百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(2)中「一万七千五百円」を「一万六千七百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(3)中「一万五千二百円」を「一万五千四百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(4)中「一万六千八百円」を「一万六千四百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(5)中「一万七千八百円」を「一万七千五百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(6)中「一万九千九百円」を「一万八千八百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(7)中「一万七千三百円」を「一万七千五百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番